



応募要綱（米）

参加資格・対象米等	・ 魚沼市内の生産者で、市内生産出荷団体等への出荷者 ・ 令和 8 年産コシヒカリ B L ・ 1 応募者につき 1 点。但し、栽培方法の異なるものについては複数点出品可
応募先	魚沼市プレミアム認定協議会 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所産業経済部農政課内 TEL：025-793-7647 Fax：025-793-1016 E-mail：nousei@city.uonuma.lg.jp 魚沼農業協同組合（魚沼市内の各営農センター） 北魚沼基幹営農センター 〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田 645 番地 13 TEL：025-793-1770 Fax：025-792-7910 北魚沼西部営農センター 〒949-7421 新潟県魚沼市吉水 329-1 TEL：025-794-5530 Fax：025-794-5531 北魚沼北部営農センター 〒946-0216 新潟県魚沼市須原 1418-1 TEL：025-797-2231 Fax：025-797-2232
審査方法	機器審査、食味官能審査
認定期間	認定した日が属する年から翌年産の米まで
スケジュール	応募期間 令和 8 年 10 月 19 日（月）～30 日（金） 最終審査（認定） 令和 8 年 12 月 18 日（金）※実食による審査

応募要綱（米・ユリ以外）

応募対象者	農産物等を生産する者、加工・製造する者、その他農産物等に関する団体
応募対象物	次のアからウのいずれかを満たすものであること。 ア 農産物、水産物、林産物及び畜産物にあっては、魚沼市内で栽培・飼育されていること。 イ 加工・製造品にあっては、主たる原料が魚沼市産であること。 ウ その他、魚沼市の伝統文化、風土にあった特徴的なものであること。 ※ユリの申請は受付をしておりません。詳細は、下記の「ご注意(2)」をご確認ください。
応募先	魚沼市プレミアム認定協議会 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所産業経済部農政課内 TEL：025-793-7647 Fax：025-793-1016 E-mail：nousei@city.uonuma.lg.jp
審査方法	各分野で活躍する有識者、クリエイター、大学の教授等による審査を予定
認定期間	認定した日が属する年度から 3 年目の 3 月 31 日まで（更新あり）
スケジュール	エントリー締切 令和 8 年 8 月 28 日（金） 申請締切 令和 8 年 9 月 18 日（金） 最終審査 令和 8 年 11 月 19 日（木） ※申請者によるプレゼンテーションを予定 認定式 令和 8 年 12 月（予定）

ご注意

(1) 応募にあたっては、応募要綱等をご確認ください。

- ・米の応募……「米食味コンテスト 2026 in 魚沼実施要領」、「魚沼市プレミアム認定要綱」をご確認ください。
- ・ユリの応募……下記の「(2)ユリの申請及び認定について」をご確認ください。
- ・米・ユリ以外の応募……「魚沼市プレミアム認定要綱」をご確認ください。

(2) ナリの申請及び認定について

本協議会では、ユリ(魚沼市産ユリ)の認定については、新潟県花きコンテスト（切花共進会の部）で農林水産大臣賞を受賞した生産者の栽培するユリを認定することとしています。（要綱第 19 条）

(3) 米・ユリ以外は、次の項目により審査します。

1. 魚沼らしさ
魚沼市ならではのストーリー性があること。
2. 独自性・優位性
ブランドづくりに対する考え方が明確で、他の類似商品との差が明確であること。

3. 信頼性・安全性
法令順守、衛生管理など、信頼確保の取組をしいこと。
4. 市場性
販売体制が整い、消費者ニーズに向けた取り組みをしていること。
5. 将来性
ブランド化に対する継続した意思があり、認定することにより魚沼市のイメージ向上が期待できること。

詳細は、「魚沼市プレミアム認定基準及び審査取扱方針」をご覧ください。

(4) 米は、食味コンテストにより、次の項目によりブランド米産地の安全と安心、食味を基準とし審査します。

1. 機器審査（品質）……整粒歩合の審査、食味分析計による食味スコアの審査、味度メーターにより味度値の審査
2. 食味官能審査……外観、味、食感、それらを含めた総合的なうまさ

(5) 応募するにあたり次のことに留意ください。

1. 認定対象（「産地」と「個別事業者」）について
認定対象を個別事業者とするか又は産地の事業者団体（生産者のまとまり）とするかについては、品目の特性に応じて判断することとする。個別事業者として認定する場合は、品質確保の取り組みや産品に対する責任体制が整備されているなど認定基準を満たしていることが必要である。一方、事業者団体を認定する場合についても、事業者団体の品質確保の取り組みや産品に対する責任の所在について明確にする取り決めがあるなど一定の条件が整っており、事業者団体のまとまりとして認定基準を満たしていることが必要である。
2. 原材料に市外産を使用する製造（加工）品について
市外産を使用しているものであっても、魚沼市を連想させる製造技術に長い歴史があるなど認定基準のコンセプトに合致するものであれば申請は可能とする。

審査対象外となる場合

原則として申請されたものは全て審査対象にしますが、明らかに要件を外れているものについては、事務局の事前審査で審査対象外とします。

お問い合わせ

魚沼市プレミアム認定協議会

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所産業経済部農政課内

TEL：025-793-7647 Fax：025-793-1016

E-mail：nousei@city.uonuma.lg.jp